国民健康保険の事務処理システムに係る共同利用について

○ 市町村が国民健康保険の事務処理システム機器を共同利用(クラウド等)する際には、多様な利用形態が考えられるが、保険者努力支援制度での評価や特別調整交付金の交付条件においては、以下のように区分する。

	ののでは、一切の方式が可及での計画で下が時間を入口並の入口が下である。 								
Nº	概要	DBサ−バ	ハ・ッチサーハ・	プリンタサーハ・ Web/APサーハ・、 NW機器 _{※1}	機器の保守	イメージ	保険者 努力 _{※2}	特調 _{※3}	
1	保守のみ 共同利用	データセンタ内等 に個々に設置	データセンタ内等 に個々に設置	データセンタ内等 に個々に設置	共同利用	***	×	×	
2	ネットワーク環境を 共同利用	ラック等に 個々の市町村の サーバを収納	ラック等に 個々の市町村の サーバを収納	共同利用	共同利用	(市町村別に仮想環境を構築 フリンタサーバ、Web/APサーバ リンタ等	0	×	
3	DBサーハ [*] 以外を 共同利用	ラック等に 個々の市町村の サーバを収納	共同利用	共同利用	共同利用	(市町村別に仮想環境を構築) DBサーハ・フリンタサーハ・Web/APサーハ・フリンタ等 NW	0	×	
4	DBサーバも 共同利用	共同利用	共同利用	共同利用	共同利用	(市町村別に仮想環境を構築) (市町村別に仮想環境を構築) DBサーバ、フリンタサーバ、フリンタサーバ、Web/APサーバータセンタ等 NW	0	O ※4	

- ※1 NW機器は、レイヤスイッチ、ファイアウォール、専用回線などのネットワーク環境構築のための機器をいう。
- ※2 保険者努力支援制度(市町村)の「共同利用」の定義に該当するかを表している。市町村事務処理標準システムでなくとも共同利用していれば加点対象となる。
 - 国民健康保険業務(資格管理、賦課及び宛名管理等。外付け機能を除く。)に必要なデータを、市町村個々に保有する機器で管理運用せず、市町村間での協定等に基づいて共同利 用する機器に格納し、管理運用することを条件とする。(国保連への業務の共同委託や、事業報告等の付随業務に係るデータのみ共同利用しているものは対象としない。)
- ※3 市町村事務処理標準システムの機器の初期費用等について特別調整交付金の対象(最大2分の1)となるかを表している。※4 クラウドベンダを介さずに国保連等が代表者となって複数市町村から委託を受けて運用する場合であっても、特調の対象条件である「クラウド構成」として取扱う。